

資産運用報告の適正性に関する確認書

2018年7月18日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都中央区日本橋三丁目1番8号

不動産投資信託証券発行者名 スターツプロシード投資法人

(コード: 8979)

代表者の役職・氏名 執行役員

(署名)

平出和也

本投資法人の執行役員である平出和也は、当社の2017年11月1日から2018年4月30日までの第25期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が、不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務並びに機関運営に係る一般事務委託契約に基づき機関の運営に係る一般事務をそれぞれスターツアセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しております。また、本投資法人は、資産保管業務及び経理等に係る一般事務並びに投資主名簿等に係る一般事務（以下、「一般事務等」といいます。）を三井住友信託銀行株式会社に委託しております。

なお、私が、本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職することについては、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）による改正前の投信法第13条に基づき金融庁長官より承認を得ております。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告については、三井住友信託銀行株式会社から提出される会計帳簿を基に、資産運用会社所管部署が、関連各部署より受領した重要な情報等に基づいて、資産運用報告を作成しております。本投資法人の執行役員である私は、資産運用会社より資産運用報告案が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で本投資法人役員会に報告の後、当該資産運用報告を提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 三井住友信託銀行株式会社より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告を受領し、資産運用会社所管部署にて確認、必要に応じて処理状況についての個別調査を実施しております。
- (2) 本投資法人の会計監査人である監査法人日本橋事務所より、投信法第 130 条に規定されている監査証明を受けております。
- (3) 資産運用会社においては、資産運用報告案に関する作成に必要な情報が関連各部署より所管部署に収集され、関連諸法令に準拠して作成され、かつ、内部管理体制が適正に機能して作成されていることを以下のとおり確認しております。
 - ① 資産運用会社においては、重要な経営情報について、資産運用会社の経営者に付議・報告されており、そのうち開示に係る情報は資産運用報告案作成の所管部署に伝達され、資産運用報告案に反映されていること確認しております。
 - ② 資産運用会社においては、財務諸表及び関連する財務情報が、すべての重要な点において本投資法人の業績と状況を適切に表示していることを確認しております。
 - ③ 資産運用会社においては、社内の所定のマニュアルにより、資産運用報告案作成の業務分担と所管部署が明確化され、関連各部署に対し作成要領が徹底されており、適正に運用されていることを確認しております。
 - ④ 資産運用会社においては、以上のとおりのプロセスにより、適正な情報伝達・作成の手続きの下、資産運用報告案が作成されていることを確認しています。

以上